

個人住民税の定額減税を行います

対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入2,000万円以下）の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

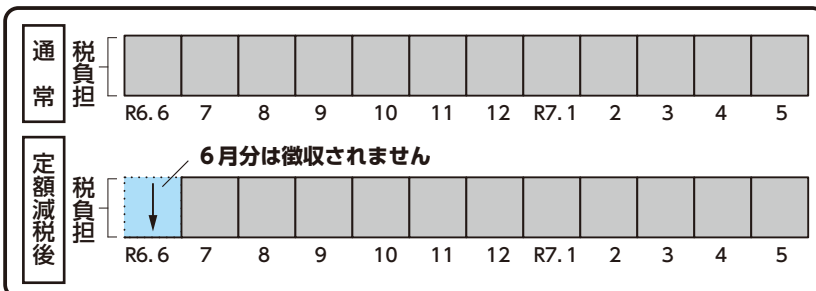
※個人住民税所得割から減税します。

※同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則前年12月31日の現況によります。

個人住民税の徴収方法（令和6年度分）

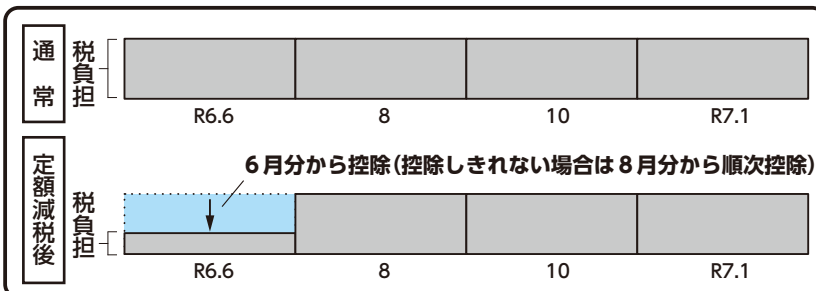
① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

▷令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均等に徴収されます。



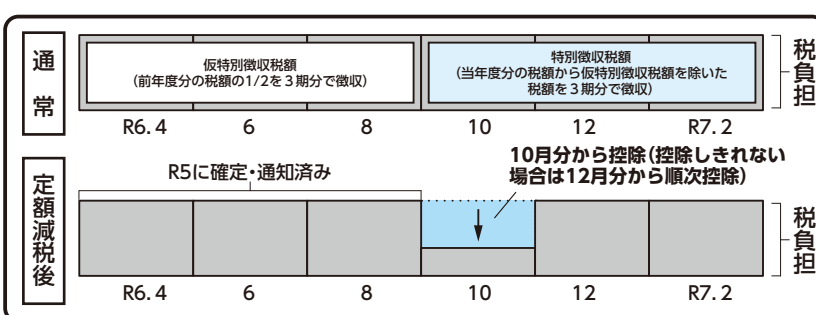
② 普通徴収（事業所得者等の方）

▷定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

▷定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※定額減税の実施に伴い、今年度の普通徴収において、第1期の税額が発生しない方については全期前納の納付書を同封しません。全期前納の納付を希望される方は、期別の納付書でまとめてお支払いください。

定額減税補足給付金

個人住民税所得割が減税額に満たない方につきましては、別途給付金（調整給付金）が支給されます。該当する方には7月頃に確認書を送付する予定です。

問合せ 税務課課税グループ ☎28・2434